



平成 27 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 大場 典彦
(JASDAQ・コード 7918)
問い合わせ先 役職・氏名 取締役 今井 将和
電話番号 03-5155-6801

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

昭和 23 年に印刷会社として設立された当社は、新たな事業領域であるフードサービス事業に参入するため、平成 13 年に焼き鳥居酒屋「備長扇屋」のエリアフランチャイジー権を取得し、意欲的な店舗出店を行なうとともに、平成 15 年にお好み焼き業態「ぼちぼち」の事業譲受、平成 16 年に株式会社エンゼルフードシステム及び株式会社扇屋コーポレーションの全株式を取得するなど、収益構造の戦略的な転換と革新を継続実行してまいりました。平成 17 年には、当社グループの今後の成長戦略に的確かつ柔軟に対応する会社形態とするため純粋持株会社へと移行し、合わせて社名を株式会社ヴィア・ホールディングスに変更いたしました。その後もM&Aを積極果断に推進して業容の拡大と深耕を図る一方、平成 25 年 4 月に印刷事業を売却し、フードサービスの専門集団へと転進いたしました。平成 27 年 9 月 30 日現在、37 都道府県に 24 ブランド、575 店舗を展開するに至っております。

当社グループの経営理念『心が響きあう価値の創造』の具現化に向け、平成 32 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ～ 新たな成長で、新たなステージへ ～』を策定し、戦略方針に基づき、当社グループの強みに基盤を置いた成長戦略の立案と、実現のための経営組織体制の構築を強力に推し進めております。

当社グループに特徴的な業態店舗戦略として『3つのR e 戦略（注1）』があります。これは、店舗がその地域にいつまでも「在り続けること」が社会的使命のひとつであると強く認識し、安易なスクラップ&ビルドを実施しない当社グループの信念を表すものであると同時に、これまでの経験則上、短期間で高い投資効果が認められることから、当社グループの投資戦略のコア・コンセプトを成すものであります。本中期経営計画の推進にあたっては、この「3つのR e 戦略」を中核に据え、育成ステージと位置づける平成 28 年 3 月期から平成 29 年 3 月期の当初 2 期間については、既存店のリニューアル及び既存ブランドのリモデル業態の育成とリプレイスに経営資源を集中し、成長ステージと位置づける、続く平成 30 年 3 月期から平成 32 年 3 月期の 3 期間については、既存ブランド及びリモデル・ブランドによる新規出店を加速していく予定です。以上のように、育成

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ステージと成長ステージの2つのドライビング・フォースで、最強のローカル・チェーンの実現を目指して参ります。

今般の新株式発行による調達資金は、当社の標榜する『最強のローカル・チェーンの集合体』を実現するため、既存の業態店舗の「3つのRe戦略（リニューアル・リプレイス・リモデル）」投資に充当し、中期経営計画における育成ステージでのキャッシュ創出力を高めることを第一の目的としています。一方で、継続的な店舗網の拡大といった観点から、新規出店投資にも充当いたします。あわせて、当該調達資金によりB種優先株式を取得及び消却することで、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化の可能性を払拭すると同時に、配当政策における柔軟性向上を図ります。また、本資金調達により当社の財務基盤は大幅に強化され、成長業態への資金投下を通じた企業価値の更なる向上と創出を目指します。これらの取り組みによって、『Value-Σ』と命名した付加価値・経営指標（注2）の達成を図ってまいります。

当社グループの経営理念『心が響きあう価値の創造』を、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様実感していただき、一層の社会貢献と成果配分を実現できるよう、中期経営計画におけるこれらの経営戦略を迅速かつ的確に実行してまいります。

（注1） 3つのRe戦略

- Re-newal（リニューアル）：業態修復 …… 老朽化した設備の更新や、居住性の向上等を実施して、コンセプトを十分に表現できる状態へ修復すること
- Re-place（リプレイス）：業態転換 …… 周辺のマーケットが変化して、出店業態とマーケットのミスマッチが生じた場合等に、他の業態に転換すること
- Re-model（リモデル）：業態改造 …… 既存業態のブランド力を活用して、コンセプトの異なる新しい業態へ改造すること

（注2） Value-Σ（バリュー・シグマ） …… 付加価値経営の推進のため、自己資本比率、配当性向、EPS、ROEについての目標数値を定めたもの

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,200,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 10 月 27 日(火)から平成 27 年 10 月 30 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 27 年 11 月 4 日(水)から平成 27 年 11 月 9 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大場典彦に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 630,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大場典彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 630,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 決 定 方 法 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成27年11月30日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成27年12月1日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大場典彦に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村証券株式会社が当社株主から 630,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、630,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 27 年 10 月 16 日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 630,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 27 年 12 月 1 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 11 月 24 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資、並びにB種優先株式の取得及び消却（(注)1.）による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (平成27年10月16日現在)	普通株式	24,335,700株
	A種優先株式	800株
	B種優先株式	1,000株
	合計	24,337,500株
公募増資による増加株式数	普通株式	4,200,000株
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	28,535,700株
	A種優先株式	800株
	B種優先株式	1,000株
	合計	28,537,500株
B種優先株式の取得及び消却後の発行済株式 総数	普通株式	28,535,700株
	A種優先株式	800株
	B種優先株式	0株 (注)2.
	合計	28,536,500株 (注)2.
本件第三者割当増資による増加株式数	普通株式	630,000株 (注)3.
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	29,165,700株 (注)3.
	A種優先株式	800株
	B種優先株式	0株 (注)2.
	合計	29,166,500株 (注)2.、3.

(注) 1. 当社は、本日開催の取締役会において、当社定款第11条の14の規定に基づく当社発行のB種優先株式全部の取得及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うこと（以下「B種優先株式の取得及び消却」という。）を決議しました。B種優先株式の取得及び消却につきましては、本日公表いたしました「B種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. B種優先株式の取得及び消却が、予定どおり平成27年11月10日に行われた場合の数字です。
3. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 4,394,471,300 円については、1,052,164,380 円を平成 27 年 11 月 10 日に取得及び消却を予定している B 種優先株式の取得資金に、3,342,306,920 円を当社グループの設備投資資金に、残額が生じた場合には、平成 28 年 3 月 31 日までに返済期限を迎える短期借入金の返済資金にそれぞれ充当する予定であります。

B 種優先株式の取得及び消却の内容につきましては、本日公表いたしました「B 種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社グループの設備投資資金は、当社子会社の既存店における集客力及び収益力向上を図るために実施する平成 29 年 3 月までのリニューアル・リプレイス・リモデル(注)等の改修と並行して平成 30 年 3 月までの店舗の新設等に充当する予定であり、当社から当該各子会社への投融資を通じて行う予定であります。

(注) 「リニューアル・リプレイス・リモデル」につきましては、前記【本資金調達の背景と目的】の(注1)をご参照下さい。

なお、当社グループの設備計画の内容については、平成 27 年 10 月 16 日現在(ただし、既支払額については平成 27 年 9 月 30 日現在)、以下のとおりであります。

①重要な設備の新設

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (増加客席数)
株式会社扇屋コーポレーション								
やきとりの扇屋 群馬太田店	群馬県太田市	店舗設備等	39	2	増資資金、 自己資金及 び借入金	平成27年 9月	平成27年 11月	76
やきとりの扇屋 仙台富沢店	仙台市太白区	店舗設備等	44	—		平成27年 10月	平成27年 12月	78
やきとりの扇屋 東生駒店	奈良県生駒市	店舗設備等	45	2		平成27年 12月	平成28年 2月	76
鶴亀堂 群馬太田店	群馬県太田市	店舗設備等	52	—		平成27年 9月	平成27年 11月	25
やきとりの扇屋 新規出店 8 店舗	—	店舗設備等	360	—		平成28年 4月	平成29年 3月	640
鶴亀堂 新規出店 2 店舗	—	店舗設備等	96	—		平成28年 4月	平成29年 3月	50
やきとりの扇屋 新規出店10店舗	—	店舗設備等	450	—		平成29年 4月	平成30年 3月	800
鶴亀堂 新規出店 3 店舗	—	店舗設備等	144	—		平成29年 4月	平成30年 3月	75
株式会社紅とん								
紅とん 新規出店 1 店舗	—	店舗設備等	33	—	増資資金	平成27年 4月	平成28年 3月	60
紅とん 新規出店 1 店舗	—	店舗設備等	33	—	増資資金、 自己資金及 び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	60
紅とん 新規出店 2 店舗	—	店舗設備等	66	—		平成29年 4月	平成30年 3月	120

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手予定年月	完了予定年月	完成後の増加能力 (増加客席数)
株式会社一丁								
魚や一丁 新規出店1店舗	—	店舗設備等	150	—	増資資金、 自己資金及 び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	250
魚や一丁 新規出店1店舗	—	店舗設備等	150	—		平成29年 4月	平成30年 3月	250
株式会社一源								
いちげん 新規出店1店舗	—	店舗設備等	108	—	増資資金、 自己資金及 び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	180
いちげん 新規出店1店舗	—	店舗設備等	108	—		平成29年 4月	平成30年 3月	180

(注) 1. 上記金額には消費税は含まれておりません。

2. 上記金額には店舗賃借に係る敷金及び保証金が含まれております。

②重要な設備の改修等

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手予定年月	完了予定年月	完成後の増加能力 (増加客席数)
㈱扇屋コーポレーション 104店舗	—	店舗設備	1,266	386	借入金及び 増資資金	平成27年 4月	平成28年 3月	—
㈱紅とん 3店舗	—	店舗設備	38	24		平成27年 4月	平成28年 3月	—
㈱一丁 1店舗	—	店舗設備	41	11		平成27年 4月	平成28年 3月	—
㈱一源 3店舗	—	店舗設備	75	46		平成27年 4月	平成28年 3月	—
㈱扇屋コーポレーション 117店舗	—	店舗設備	962	—	増資資金	平成28年 4月	平成29年 3月	—
㈱紅とん 2店舗	—	店舗設備	10	—		平成28年 4月	平成29年 3月	—
㈱一丁 1店舗	—	店舗設備	30	—		平成28年 4月	平成29年 3月	—
㈱一源 1店舗	—	店舗設備	30	—		平成28年 4月	平成29年 3月	—
その他	—	本社機能	100	—	自己資金及 び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	—

(注) 上記金額には消費税は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、株主の皆様への直接的利益還元として業績に連動した継続的な利益配当を重要な経営課題の一つとして位置付けております。一方で当社が展開する外食事業においては、マーケットの変化に対応し、市場競争力を維持していくためには、一定の投資が必要となります。そのため、株主に対する配当については中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部留保の確保と継続的な配当を念頭におき、財政状態や利益水準を総合的に勘案して検討することとしております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、マーケットの変化に対応し、市場競争力を維持するための店舗のリニューアル投資や店舗拡大のための新店投資、人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益金額	39.42 円	7.55 円	10.25 円
1 株当たり配当額 (年間)	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 2.5 円
	A 種優先株式 25,000 円	A 種優先株式 50,000 円	A 種優先株式 50,000 円
	B 種優先株式 —	B 種優先株式 —	B 種優先株式 85,000 円
	—	—	—
実績連結配当性向	—	—	24.4%
自己資本連結当期純利益率	25.8%	3.9%	5.0%
連結純資産配当率	—	—	1.3%

- (注) 1. 「1株当たり連結当期純利益金額」の算定においては、優先株主への配当原資を資本剰余金とすることを予定しているため、普通株主に帰属しない金額は控除せずに算出しております。
2. 実績連結配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額(年間)を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。なお、平成25年3月期及び平成26年3月期については、普通株式に対して無配であったため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分と新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、普通株式に係る配当金総額を連結純資産額で除した数値です。なお、平成25年3月期及び平成26年3月期については、普通株式に対して無配であったため記載しておりません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

前記<ご参考>「2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資、並びにB種優先株式の取得及び消却による発行済株式総数の推移」に記載のとおり、当社は普通株式の他にA種優先株式及びB種優先株式を発行しており、このうちB種優先株式の株主は、当社に対し、平成26年4月1日以降、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することが可能であります。

平成27年10月16日現在において有効な条件で当社が普通株式を対価としてB種優先株式を取得する場合、B種優先株主に交付される当社普通株式の総数は915,034株となり、今回の公募増資後の発行済普通株式総数(28,535,700株)に対する比率は3.21%となります。

なお、前記<ご参考>「2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資、並びにB種優先株式の取得及び消却(注)1.」に記載のB種優先株式の取得及び消却が予定どおり行われた場合、上記の希薄化は生じません。

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会決議及び平成27年3月18日の取締役会決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権(総数:33個、新株予約権の目的となる株式:普通株式3,300株、行使期間:自平成27年4月1日至平成28年3月31日)を平成27年4月1日に発行しましたが、平成27年10月16日までの間において、当該新株予約権の全てが行使されたため、平成27年10月16日現在、当該新株予約権にかかる潜在株式はありません。

なお、平成27年6月26日の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権(総数:100個(上限)、新株予約権の目的となる株式:普通株式10,000株(上限)、行使期間:自平成28年4月1日至平成29年3月31日)の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認可決されておりますが、平成27年10月16日現在、当社取締役会による募集事項の決定は行っておりません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後 資本金	増資後 資本準備金	摘要
平成26年3月31日	1,000百万円	1,600百万円 (注)1.	400百万円 (注)1.	(注)2.

(注) 1. 本増資により資本金の額及び資本準備金の額が各々500百万円増加しておりますが、同日付で会社法第447条及び第448条の定めにより、資本金を1,669百万円、資本準備金を102百万円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

2. B種優先株式の第三者割当によるものです。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

・普通株式

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	860円	835円	842円	819円
高 値	892円	899円	869円	1,243円
安 値	678円	803円	807円	818円
終 値	838円	841円	818円	999円
株価収益率	21.3倍	111.4倍	79.8倍	—

(注) 1. 株価は、平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 平成28年3月期の株価については、平成27年10月15日現在で表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

・A種優先株式、B種優先株式

非上場であるため、該当事項はありません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

平成23年9月30日にA種優先株式をアサヒビール株式会社を割当先として、第三者割当により発行しておりますが、割当先の保有方針について変更はございません。

上記①に記載のとおり平成26年3月31日にB種優先株式を株式会社日本政策投資銀行を割当先として、第三者割当により発行しておりますが、割当先の保有方針について変更はございません。なお、前記<ご参考>「2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資、並びにB種優先株式の取得及び消却 (注)1.」に記載のとおり、当社は株式会社日本政策投資銀行からB種優先株式の全部を平成27年11月10日に取得し、消却する予定です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社の代表取締役会長である横川紀夫並びに当社株主であるアサヒビール株式会社、株式会社H S M、株式会社 J ・ M ・ T 及び横川静子は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨並びに横川紀夫、株式会社H S M 及び株式会社 J ・ M ・ T は、各々が委託者として当社株式の保管及び管理を目的とした信託契約を締結している野村信託銀行株式会社（River-Side-Brothers 信託口）（以下「野村信託銀行」という。）の所有株式についても、野村信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。